

住宅内の一次エネルギー消費性能の評価法における 根拠データ整理業務

仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、「住宅内の一次エネルギー消費性能の評価法における根拠データ整理業務」に適用する。

第2条 疑義

本業務の遂行上疑義が生じた場合には、速やかに発注担当者と協議するものとする。

第3条 権利義務

本業務によって得られる成果は、国立研究開発法人建築研究所に帰属するものであり、私権を設定してはならない。

第2章 業務内容

第4条 業務の目的

建築研究所では、建築物省エネ法に基づく住宅内の一次エネルギー消費性能の評価法を公開している※1。本業務は、公開している評価法に関連した、試験データや解析結果等の学術的根拠を整理することを目的とする。

第5条 業務の内容

1. 評価法作成に関する根拠資料の収集・整理

建築研究所で公開している※1 建築物省エネ法に基づく住宅内の一次エネルギー消費性能の評価法作成に関する分野（2分野）ごとに根拠資料を収集し整理する（建築研究所資料1冊程度の分量）。既存資料※2と現在公開されている評価方法を比較し、根拠が不足している評価部分を中心に論文や既往発表資料を参考に、必要に応じて、根拠資料に記載のある委員会（平成25年住宅・建築物省エネルギー基準解説書編集委員会）委員（別添1）等の有識者へのヒアリング等を行う。整理する評価法については、暖房・給湯設備を中心にとりまとめる。詳細は発注担当者と協議すること。

2. 評価法の整理・記述

1で整理した評価方法に関する根拠資料を、例えば既存資料※2、※3の第4部のように評価方法と対をなす形で取りまとめる。

※1 <https://www.kenken.go.jp/becc/index.html>

※2 国土交通省国土技術政策総合研究所（国研）建築研究所監修、平成25年住宅・建築物の省エネルギー基準解説書編集委員会編集：平成25年 省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説Ⅱ住宅、2015.3

※3 建築研究所環境研究グループにおいて閲覧可能である。

第6条 業務の協力

発注担当者は受注者からの求めに応じて、業務の遂行に必要な情報を提供するなどの協力を行う。

第7条 履行期間

契約締結の翌日から平成31年2月28日まで。

第3章 業務報告

第8条 成果品

業務完了時に、下記の成果品を提出すること。

- ・報告書の電子ファイル CD-ROM (1枚)

第9条 検収

本仕様書に基づく成果については、担当者の検査に合格しなくてはならない。

第10条 担当者

環境研究グループ 主任研究員 三浦 尚志 (内 4542)

以 上

平成25年住宅・建築物の省エネルギー基準解説書編集委員会

委員長	澤地孝男	独立行政法人建築研究所環境研究グループ長
委員	三木保弘	国土交通省国土技術政策総合研究所住宅研究部主任研究官
	三浦尚志	国土交通省国土技術政策総合研究所住宅研究部主任研究官
	西澤繁毅	国土交通省国土技術政策総合研究所建築研究部主任研究官
	桑沢保夫	独立行政法人建築研究所環境研究グループ上席研究員
	宮田征門	独立行政法人建築研究所環境研究グループ研究員
	赤嶺嘉彦	独立行政法人建築研究所環境研究グループ研究員
	後藤尚志	静岡県くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 建築確認検査室 主査（日本建築行政会議）
	寺田祐宏	東京都都市整備局市街地建築部建築指導課構造設備係主任 （日本建築行政会議）
	大場孝浩	川崎市まちづくり局指導部建築指導課許可誘導担当係長 （日本建築行政会議）
	中村桐雄	東京都中央区都市整備部建築課設備係長（日本建築行政会議）
川本俊明	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構専務理事	
協力委員	松野秀生	国土交通省住宅局住宅生産課住宅ストック活用・リフォーム推進官
	大島敦仁	国土交通省住宅局住宅生産課課長補佐
	松川武志	国土交通省住宅局住宅生産課課長補佐
	植村義幸	国土交通省住宅局住宅生産課係長
	木村憲司	国土交通省住宅局住宅生産課係長
	持木宏之	国土交通省住宅局住宅生産課係長
	大野敬介	経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー対策課課長補佐
事務局	生稻清久	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構建築研究部長
	八木一彰	一般財団法人建築環境・省エネルギー機構住宅研究部長

(肩書は平成25年3月現在)